

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 国立大学法人群馬大学行動計画

女性教職員もその能力を存分に発揮し活躍でき、誰もが快適に働ける職場環境を作り、学内の男女共同参画を一層推進するために、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和10年3月31日までの 6年間

2 内容

目標1 教員に占める女性比率22%以上を確保する。

《《 取組内容 》》

令和4年度から 女性教員採用促進にむけて、学系ごとの目標値を定めた採用計画に引き続き取組む。

目標2 管理職に占める女性比率22.6%以上を確保する。

《《 取組内容 》》

令和4年度から 女性職員のリーダーシップやキャリアデザインに関する研修を実施する。

目標3 女性の育児休業取得率97.8%、男性の育児休業取得率10%以上を確保する。

《《 取組内容 》》

令和4年度から 育児休業等に関する相談窓口を設置し、育児休業取得の申出をしやすい体制を整備する。